

園芸施設共済の集団加入等による掛金等の割引措置について

令和元年
6月1日以降の
ご加入からの
改正です

1 共済掛金や事務費賦課金を割引します

1-1 集団加入により共済掛金を割引します

以下の要件を満たせば共済掛金の5%が割引となります。

- (1) 加入資格者が構成員となっている団体において、当該構成員が加入する旨の取り決めを行うこと並びに一斉加入受付の実施及び特定園芸施設の補強・保守管理に取り組むことについて、組合と協定を締結すること。
- (2) 当該団体が一斉加入受付を実施し、当該構成員の加入割合が当該一斉加入受付前より増加するとともに、当該加入割合が8割を超えること。
- (3) 一斉加入受付により加入申し込みを行うこと。

1-2 一斉加入受付により事務費賦課金を割引します

- (1) 10人以上の構成員が一斉加入受付を行った場合 → 割引率：20%
- (2) 5人以上10人未満の構成員が一斉加入受付を行った場合 → 割引率：10%

2 補強した特定園芸施設の共済掛金を割引します

プラスチックハウスⅡ類のうち、骨格の主要部分が31.8mm以上の径のパイプにより造られている施設の共済掛金を割引します。→ 割引率：15%

3 耐用年数が2.5倍を超えた施設を補償から除外できます

古い施設（耐用年数が2.5倍を超えた施設）の補償を必要としない場合、掛金がよりお安くなります。

※ 耐用年数2.5倍超…パイプハウスで25年を超えたもの

さらに、令和元年9月1日以降のご加入からは…



4 小損害不填補の基準を追加します

3万円または共済価格の20分の1、10万円、20万円のコースのほかに、50万円、100万円のコースが追加されます。

割引措置における農業者負担の軽減の例

経営規模
50aの場合

1. 掛金

| 割引措置 | | 割引前 約15万円 (a) |
|------------------------------------|------------|------------------|
| 20万円/棟以下の小規模被害を補償から除外 | △70% | △10.5万円 |
| 耐用年数(パイプハウスで10年)が2.5倍を超えた施設を補償から除外 | △20%※ | △0.9万円 |
| 施設の補強(太いパイプへの交換、これと同等の強度への補強) | 最大 △15% | 最大△0.5万円 |
| 一斉受付での園芸施設共済への集団加入 | △5% | △0.2万円 |
| ※ 除外対象となる施設の設置割合(パイプハウスの全国平均) | | 割引後 2.9~4.3万円(A) |

2. 事務費

| 割引措置 | | 割引前 約5万円 (b) |
|---------------------------|---------------|------------------|
| 組合と協定を締結した団体の一斉加入受付での集団加入 | 5名以上 △10% | △0.5~1.0万円 |
| | 10名以上 △20% | |
| | | 割引後 4.0~4.5万円(B) |

3. 総負担額

| | | |
|-----------------|---|------------------|
| 割引前 (a+b) 約20万円 | ➡ | 割引後 (A+B) 約7~9万円 |
|-----------------|---|------------------|

集団加入等による掛金等の割引措置について、詳しくはお近くの農業共済組合へお問い合わせください。

安心のネットワーク

- NOSA | 福島 県北支所
☎ 024 (544) 2711
- NOSA | 福島 いわせ石川支所
☎ 0247 (37) 1003
- NOSA | 福島 相馬支所
☎ 0244 (23) 6236
- NOSA | 福島 安達支所
☎ 0243 (23) 7777
- NOSA | 福島 白河支所
☎ 0248 (27) 1121
- NOSA | 福島 双葉支所
☎ 0240 (22) 4111
- NOSA | 福島 郡山田村支所
☎ 024 (933) 3307
- NOSA | 福島 会津支所
☎ 0241 (28) 1111
- NOSA | 福島 いわき支所
☎ 0246 (24) 1166